

株式会社トミナガ安全マネジメント情報の公開

1 『輸送の安全確保に関する基本方針』

「安全に妥協なし」

「安全」は全てにおいて優先され、お客様の荷物を目的地まで安全ルールに従って、確実に輸送することが、私たちの最大の使命です。

2、社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、営業所における安全に関する情報を積極的に収集し、状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

3、安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図ります。

4、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標（28年度）

「重大事故ゼロ／人身事故ゼロ」

3 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

26年度目標：「重大事故ゼロ／人身事故ゼロ」

27年度目標：「重大事故ゼロ／人身事故ゼロ」

項目	平成26年度	平成27年度
重大事故件数	0件	0件
人身事故件数	0件	0件

4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

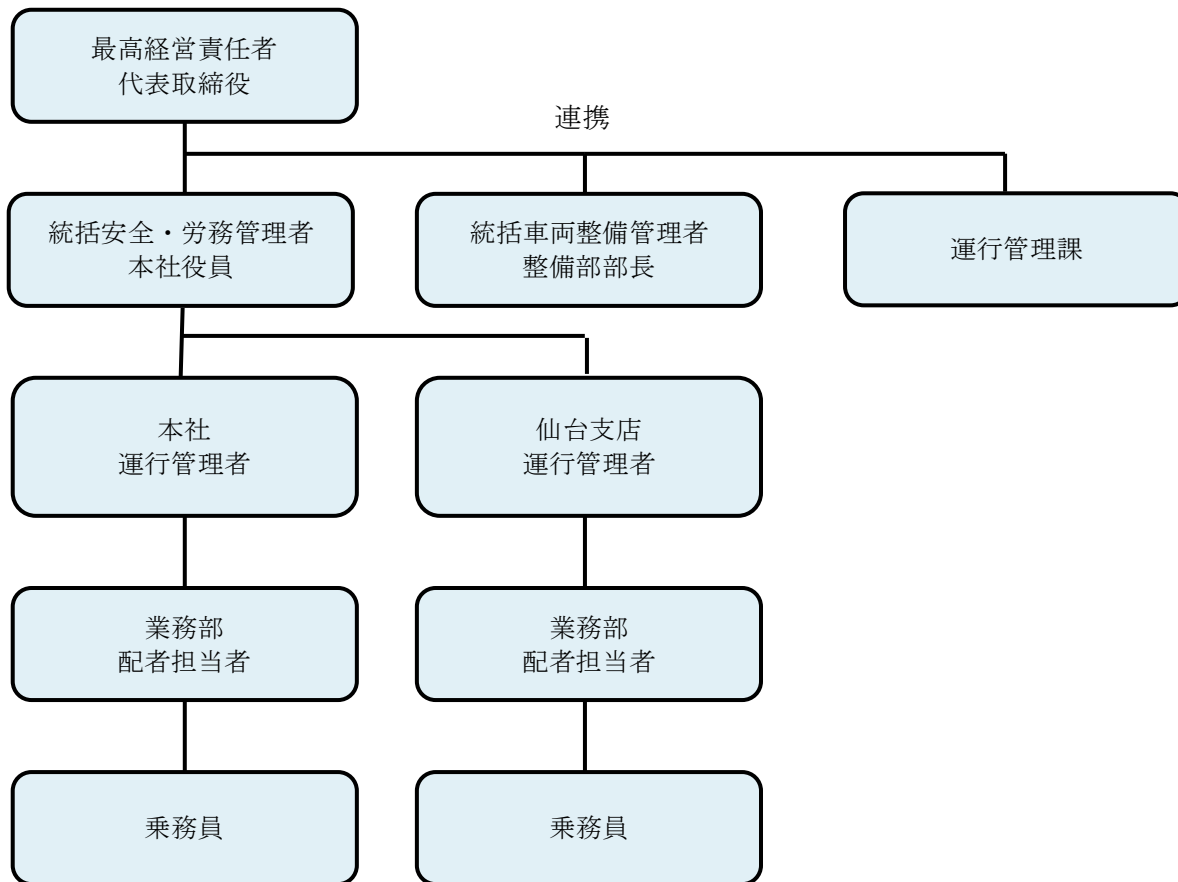
項目	平成26年度	平成27年度
発生件数	0件	0件

*自動車事故報告規則第2条とは

1. 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
2. 死者又は重傷者を生じたもの
3. 当該自動車、積載貨物、家屋その他の物件に与えた損害の総額が200万円を超えるもの
4. かじ取り装置、制動装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損または脱落により、自動車が運行できなくなったもの



4 輸送に関する組織体制及び指揮命令系統



5 輸送の安全に関する計画・取り組み事項・重点施策状況（平成28年度）

「安全に妥協なし」をスローガンに以下の項目に取り組んでおります。

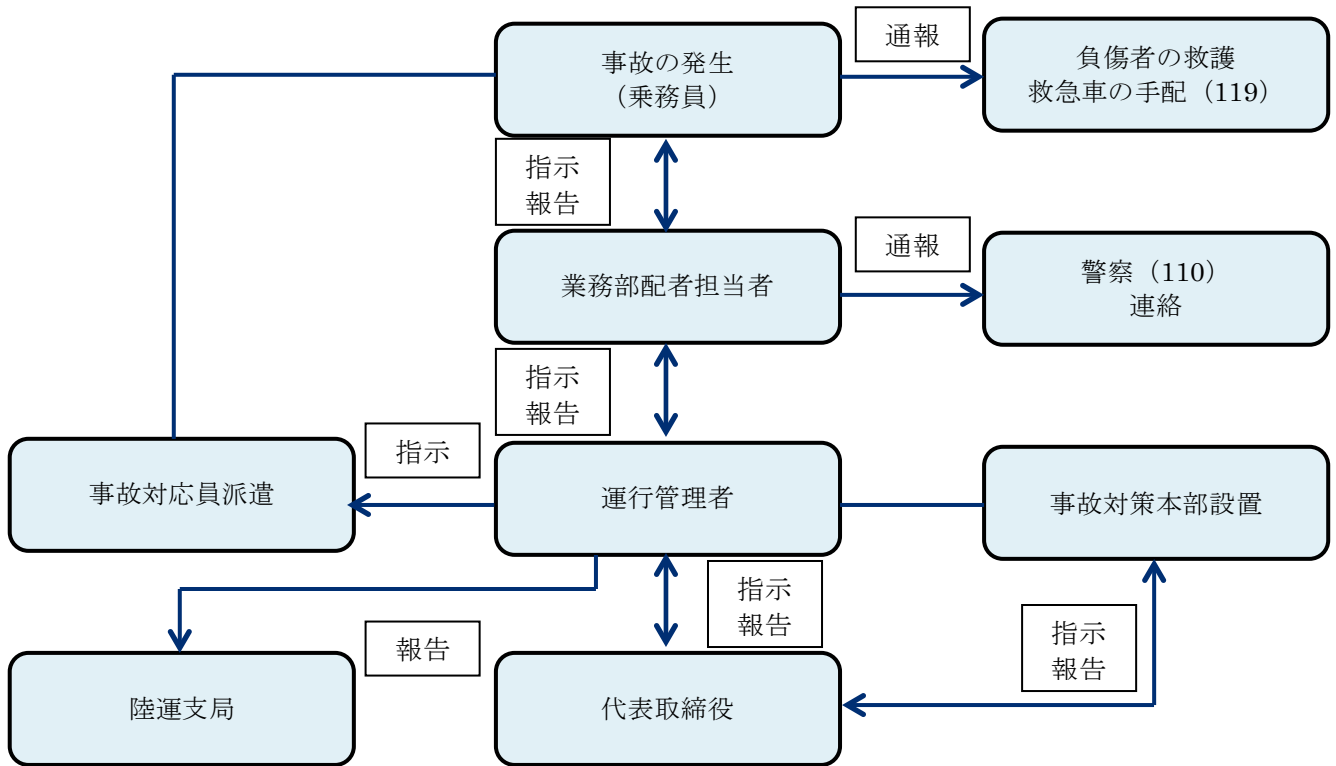
- 1) 輸送の安全に関する法令等の教育の実施並びに法令等の遵守
- 2) 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省告示第1366号）に基づく教育訓練の実施
- 3) 輸送の安全確保に関する教育・研修の計画、実施
- 4) 車両の取り扱い（整備等）に関する教育実施と手順書の作成
- 5) 外部講師による安全教育
- 6) 全車両、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー装着によるデータに基づく安全指導
- 7) 健康診断の実施（全員受診）による健康管理と診断内容によるフォロー
- 8) SAS（無呼吸症候群）の計画的検査の実施
- 9) 消防署員による火災訓練、AEDの使用方法等による応急救護訓練
- 10) 毎年一回適正診断受診（一般診断）
- 11) 過重労働の防止
- 12) 交差点における安全確認の徹底
- 13) 構内事故の撲滅
- 14) 冬季運行時の安全運行の徹底

6 安全対策協議と末端までの情報共有

安全衛生委員会開催により、経営層、各グループ長、その構成員による現状の把握、情報伝達、改善計画等を行う。



7 事故・災害等に関する報告・連絡・指揮体制



8 安全統括管理者、安全管理規定

安全統括管理者：本社役員

安全管理規定：別規定「安全管理規定」のとおり

株式会社 トミナガ

平成28年5月1日改訂

